

原動機付自転車は軽二輪車・二輪の小型自動車と異なり、一時抹消制度がありません。

軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、制度上、道路を走行していない車両であったり、ナンバープレートの交付を受けていない車両であっても課税対象になります。

一時的に廃車した原動機付自転車を4月1日（賦課期日）をまたいで同一名義人（または同居のご家族の名義）で再登録した場合、引き続き車両を所有されているものとして、その年度の軽自動車税（種別割）は納付していただくことになります。

また、軽自動車税（種別割）の課税を免れるために、原動機付自転車を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第463条の22※の規定により **100万円以下の罰金刑**が科される場合がありますのでご注意ください。

※ 地方税法第463条の22第1項（種別割の脱税に関する罪）

偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れた者は、100万円以下の罰金に処する。

廃車が認められない場合の例

- ・ しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをしたが、車体はそのまま所有し続けていた。
- ・ 故障して使用できない状態だったため廃車手続きをしたが、修理ができたので再登録することにした。
- ・ 友人に譲るつもりで廃車手続きをしたが、思い直してもう一度登録して使用することにした。
- ・ 商品車であるため、課税がかからないようにナンバープレートを一時的に返却した。

上記の場合を含め、同一名義人（または同居のご家族の名義）による原付の一時的な廃車は認められません。すでにナンバープレートを返却した状態であっても、遡って軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

すでに一時的に廃車してしまった場合

Q. 制度を知らなかったため、再登録をするつもりで廃車手続きをしてしまいました。どうすればよいですか。

A. 廃車年月日まで遡って再登録（ナンバープレートは新たに交付します。）し、一時的に廃車していた期間中の軽自動車税（種別割）を課税いたしますので、廃車申告受付書とご本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちのうえ、税務課までお越しください。



＝ お問い合わせ先 ＝

本宮市役所 財務部
税務課 市民税係

TEL 0243-24-5345（直通）